

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
に当たるときは、  
翌日)

## 目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員就任(農村整備課)

保安林の指定の解除(七件) (森林保全課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 告 告 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(中小企業課)

## 告 示

鳥取県告示第六百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の名及び住所

理事 谷 本 裕 東伯郡大栄町大字瀬戸四六二一

〃 石 田 豊 倉吉市別所四四一一二

平成五年六月二十七日就任 任期平成九年三月三十一日まで

鳥取県告示第六百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市湖山町西四丁目二六三

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市白兎字白浜六八八の一五

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市白兎字白浜六九三の五一

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市夜見町字砂浜三 三〇九七の一八・三〇九八の一六・字砂浜

五 三一〇四の九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 1 解除に係る保安林の所在場所

米子市和田町字上大灘東北三一五八

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

三 1 解除に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字安田九の二、九の五

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字湯山字高瀬二一六四の六二一

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字短尾二七〇八の六一、二七〇八の六二

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公 告

平成5年度第1四半期（4月～6月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成5年7月16日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 平成5年度第1四半期内に店舗調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を超え6月以内のもの	6月を超え9月以内のもの	9月を超え12月以内のもの	合 計
件 数	0	0	1	1	2

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出（以下「法3条等届出」という。）がされた日から地元説明終了の日まで
- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡北条町大字江北字参後谷二七六三の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百二十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年七月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年二月八日 鳥取県指令受鳥土維第六百二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂七丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社不動産

代表取締役 田中宣二

案等届出」という。)がされた日から法第7条第1項の規定による  
 勧告を行った日(勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日)  
 まで

2 平成5年6月30日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	法3条等届出以後説明終了のもの	地元説明終了後法5条出店調整の意見聴取終了以前のもの	法5条等届出以後鳥取県大規模小売店舗審議会の意見聴取終了以前のもの	意見集約中	鳥取県大規模小売店舗審議会で審議中のもの	合計
件数	3	0	1	0	1	5